

第104号議案

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用
弁償に関する条例の一部改正について

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡京市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告に準じた職員給与の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第31条 【略】 <u>（給与改定の実施時期等の取扱い）</u></p> <p>第32条 <u>この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例（これに基づく規程を含む。次項において同じ。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項及び第3項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>2 <u>この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例の規定を含む。次項において同じ。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における日額又は時間額により給料又は報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の当該改正の施行の日の属する月の末日（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与（期末手当を除く。）については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>3 前項に定めるもののほか、この条例の</p>	<p>第31条 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>規定について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 条例又はこれに基づく規程に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前3項の規定によることができない場合又は前3項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</u></p> <p><u>第33条・第34条 【略 条の繰下げ】</u></p> <p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p>【削る】</p>	<p><u>第32条・第33条 【略】</u></p> <p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p><u>（給料表に関する特例）</u></p> <p><u>4 給与条例に規定する行政職給料表(1)又は医療職給料表の改定が行われる場合における給与条例に規定する行政職給料表(1)（保健医療業務従事者にあつては、医療職給料表）の準用については、第3条中「長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号。以下「給与条例」という。）に規定する行政職給料表(1)（保健医療業務従事者にあつては、医療職給料表）」とあるのは、「当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている長岡</u></p>

改正後	改正前
	<u>京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号。以下「給与条例」という。）に規定する行政職給料表(1)（保健医療業務従事者にあつては、医療職給料表）」とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。